

ダウンロード

○特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年10月16日規則第50号）

特定非営利活動促進法施行条例施行規則

平成10年10月16日
規則第50号

改正	平成12年12月20日規則第158号	平成14年3月29日規則第22号
	平成15年3月24日規則第15号	平成17年6月28日規則第70号
	平成18年3月28日規則第11号	平成19年3月30日規則第23号
	平成20年11月28日規則第65号	平成24年3月23日規則第11号
	平成27年3月31日規則第21号	平成29年3月24日規則第12号
	平成31年3月19日規則第12号	令和3年7月15日規則第49号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則をここに公布する。

特定非営利活動促進法施行条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、特定非営利活動促進法施行条例（平成10年香川県条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（設立認証申請書）

第2条 条例第2条第1項の申請書の様式は、第1号様式のとおりとする。

一部改正〔平成24年規則11号〕

（公衆の縦覧の場所）

第3条 条例第2条第6項の公衆の縦覧の場所は、香川県政策部男女参画・県民活動課とする。

一部改正〔平成14年規則22号・17年70号・18年11号・19年23号・24年11号・27年21号〕

（補正書）

第4条 条例第2条第8項の規則で定める様式は、第2号様式のとおりとする。

追加〔平成24年規則11号〕

（登記完了届出書）

第5条 条例第3条の規則で定める様式は、第3号様式のとおりとする。

一部改正〔平成24年規則11号〕

（役員変更等届出書）

第6条 条例第4条第1項の規則で定める様式は、第4号様式のとおりとする。

一部改正〔平成15年規則15号・24年11号〕

（定款変更認証申請書）

第7条 条例第5条の申請書の様式は、第5号様式のとおりとする。

一部改正〔平成24年規則11号〕

（定款変更届出書）

第8条 条例第6条の規則で定める様式は、第6号様式のとおりとする。

一部改正〔平成24年規則11号〕

（定款変更登記の完了に係る登記事項証明書提出書）

第9条 条例第6条の2の規則で定める様式は、第7号様式のとおりとする。

追加〔平成24年規則11号〕

（事業報告書その他の書類の公開）

第10条 条例第8条の2及び第21条の閲覧又は謄写は、香川県政策部男女参画・県民活動課において行うものとする。

2 前項の閲覧又は謄写を請求しようとする者は、閲覧（謄写）請求書（第8号様式）を知事に提出するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の閲覧又は謄写については、知事が別に定めるところによる。

一部改正〔平成14年規則22号・17年70号・19年23号・24年11号・27年21号〕

(解散認定申請書)

第11条 条例第9条の規則で定める様式は、第9号様式のとおりとする。
一部改正〔平成24年規則11号〕

(解散届出書)

第12条 条例第10条の規則で定める様式は、第10号様式のとおりとする。
一部改正〔平成24年規則11号〕

(清算人就任届出書)

第13条 条例第11条の規則で定める様式は、第11号様式のとおりとする。
追加〔平成20年規則65号〕、一部改正〔平成24年規則11号〕

(残余財産譲渡認証申請書)

第14条 条例第12条の規則で定める様式は、第12号様式のとおりとする。
一部改正〔平成20年規則65号・24年11号〕

(清算終了届出書)

第15条 条例第13条の規則で定める様式は、第13号様式のとおりとする。
追加〔平成20年規則65号〕、一部改正〔平成24年規則11号〕

(合併認証申請書)

第16条 条例第14条第1項の申請書の様式は、第14号様式のとおりとする。
一部改正〔平成20年規則65号・24年11号〕

(検査職員の身分証明書)

第17条 条例第16条の証明書の様式は、第15号様式のとおりとする。
一部改正〔平成24年規則11号〕

(認定等申請書)

第18条 条例第17条の申請書の様式は、第16号様式のとおりとする。
全部改正〔平成24年規則11号〕

(定款変更認証に係る定款等提出書)

第19条 条例第18条の規則で定める様式は、第17号様式のとおりとする。
追加〔平成24年規則11号〕

(代表者氏名変更届出書)

第20条 条例第19条の規則で定める様式は、第18号様式のとおりとする。
追加〔平成24年規則11号〕

(役員報酬規程等提出書等)

第21条 条例第20条第1項の規則で定める様式は、第19号様式のとおりとする。
2 条例第20条第2項の規則で定める様式は、第20号様式のとおりとする。
追加〔平成24年規則11号〕

(合併認定申請書)

第22条 条例第22条の規則で定める様式は、第21号様式のとおりとする。
追加〔平成24年規則11号〕

(情報通信の技術の利用)

第23条 条例第23条第1項の規則で定める事項については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成16年香川県規則第73号)の規定の例による。

2 条例第23条第2項の規則で定める事項については、次に定めるとおりとする。

- (1) 特定非営利活動法人は、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)第14条(法第39条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)、第28条第1項及び第2項、第35条第1項、第54条第1項(法第62条(法第63条第5項において準用する場合を含む。))及び第63条第5項において準用する場合を含む。)並びに第54条第2項及び第3項(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による書面の備置きを電磁的記録(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)第2条第4号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)により行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならないこと。

ア 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル

又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法

イ 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

(2) 特定非営利活動法人が、前号の規定による電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で、当該特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成することができなければならないこと。

(3) 特定非営利活動法人は、法第14条、第28条第1項、第35条第1項並びに第54条第2項及び第3項の規定に基づく書面の作成を電磁的記録により行う場合は、当該特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならないこと。

(4) 特定非営利活動法人は、法第28条第3項、第45条第1項第5号（法第51条第5項及び第63条第5項において準用する場合を含む。）並びに第52条第4項及び第54条第4項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づく書面の閲覧を電磁的記録により行う場合は、当該事項を当該特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類により行わなければならないこと。

追加〔平成17年規則70号〕、一部改正〔平成18年規則11号・24年11号・29年12号〕

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成10年12月1日から施行する。

(香川県行政組織規則の一部改正)

2 香川県行政組織規則（昭和36年香川県規則第27号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成12年12月20日規則第158号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第22号抄）

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月24日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年6月28日規則第70号）

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日規則第11号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第23号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年11月28日規則第65号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成24年3月23日規則第11号）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 改正前の特定非営利活動促進法施行条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成27年3月31日規則第21号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日規則第12号）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第16号様式から第21号様式までによる用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成31年3月19日規則第12号）

- 1 この規則は、平成31年7月1日から施行する。
- 2 改正前の規則で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和3年7月15日規則第49号）

- 1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。ただし、第2号様式の改正規定（「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

第1号様式

（第2条関係）

全部改正〔平成24年規則11号〕、一部改正〔平成31年規則12号・令和3年49号〕

第2号様式

（第4条関係）

全部改正〔平成24年規則11号〕、一部改正〔平成31年規則12号・令和3年49号〕

第3号様式

（第5条関係）

全部改正〔平成24年規則11号〕、一部改正〔平成31年規則12号・令和3年49号〕

第4号様式

（第6条関係）

全部改正〔平成24年規則11号〕、一部改正〔平成31年規則12号・令和3年49号〕

第5号様式

（第7条関係）

全部改正〔平成24年規則11号〕、一部改正〔平成31年規則12号・令和3年49号〕

第6号様式

（第8条関係）

全部改正〔平成24年規則11号〕、一部改正〔平成31年規則12号・令和3年49号〕

第7号様式

（第9条関係）

全部改正〔平成24年規則11号〕、一部改正〔平成31年規則12号・令和3年49号〕

第8号様式

（第10条関係）

全部改正〔平成24年規則11号〕、一部改正〔平成31年規則12号〕

第9号様式

（第11条関係）

全部改正〔平成24年規則11号〕、一部改正〔平成31年規則12号・令和3年49号〕

第10号様式

（第12条関係）

全部改正〔平成24年規則11号〕、一部改正〔平成31年規則12号・令和3年49号〕

第11号様式

（第13条関係）

全部改正〔平成24年規則11号〕、一部改正〔平成31年規則12号・令和3年49号〕

第12号様式

（第14条関係）

全部改正〔平成24年規則11号〕、一部改正〔平成31年規則12号・令和3年49号〕

第13号様式

（第15条関係）

全部改正〔平成24年規則11号〕、一部改正〔平成31年規則12号・令和3年49号〕

第14号様式

(第16条関係)

全部改正〔平成24年規則11号〕、一部改正〔平成31年規則12号・令和3年49号〕

第15号様式

(第17条関係)

追加〔平成24年規則11号〕、一部改正〔平成29年規則12号〕

第16号様式

(第18条関係)

追加〔平成24年規則11号〕、一部改正〔平成29年規則12号・31年12号・令和3年49号〕

第17号様式

(第19条関係)

追加〔平成24年規則11号〕、一部改正〔平成29年規則12号・31年12号・令和3年49号〕

第18号様式

(第20条関係)

追加〔平成24年規則11号〕、一部改正〔平成29年規則12号・31年12号・令和3年49号〕

第19号様式

(第21条関係)

追加〔平成24年規則11号〕、一部改正〔平成29年規則12号・31年12号・令和3年49号〕

第20号様式

(第21条関係)

全部改正〔平成29年規則12号〕、一部改正〔平成31年規則12号・令和3年49号〕

第21号様式

(第22条関係)

追加〔平成24年規則11号〕、一部改正〔平成29年規則12号・31年12号・令和3年49号〕